

第7章 災害物流専門家に求められる役割

- ・ 災害物流専門家は、物資物流の円滑化のために、県が実施する拠点の開設や運営、輸送手段の決定等各種取り組みに対して助言・支援を実施し、これを補佐する役割をもつ。
- ・ 災害物流専門家に求められる役割については、公益社団法人全日本トラック協会が「災害物流専門家研修テキスト」の中で次のとおり整理している。

7-1 ドライバーの安全マネジメント

- ・ 過重労働防止のための取組
- ・ 交通事故防止の観点から、拘束時間・労働時間等安全管理に十分留意し、ドライバーが過重労働とならないように配慮する（令和8年3月現在時間外労働の上限は年間960時間）。
※災害時の輸送は心身に強い負担となること、長時間の運転を余儀なくされることに留意する。
※労働時間等の規制については、「参考 労働安全基準に関わる規制等」を踏まえて直近の内容を沖縄県トラック協会や内閣府沖縄総合事務局運輸部に確認する（電話・メール・リエゾンに確認）。
※輸送事業者検討にあたっては可能な限り安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）を提案する。
- ・ 罹災防止のための取組
輸送中の二次被害を防止するため、気象警報等を注視し、必要に応じて輸送の一時見合わせ等を提言する。

<参考 労働安全基準に関わる規制等>

① 規制・手続きの内容

- ・ 支援物資輸送に従事する者の労働安全基準については、労働基準法や関連した告示等で規定されている。
- ・ トラックドライバーの労働安全基準については、運転者の労働時間等の改善や過労運転の防止を目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）や「勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示）がある。

② 災害時における特例・規制緩和等

- ・ 東日本大震災では、被災地域での継続的な復旧・復興事業を可能とするため、規制に特例制度※が設けられた。

※平成23年9月13日付け国自安第19号、国自情第41号、国自貨第21号、国自整第46号

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」

7-2 配車

- ・ 輸送を依頼された物資に関する情報に基づき、その物資を輸送するための適切な車両とその台数の判断、輸送ルート決定等を行う業務は一般的に配車と呼ばれる。この配車における注意点を以下に整理した。

7-2-1 車両の選定

- ・ 車両の選定にあたっては、輸送を依頼された物資のサイズ・重量・1梱包あたり入り数等の情報が必要であり、輸送指示書（資料編1．帳票類4）等の各情報を収集・記入・共有する。
- ・ 情報の把握が困難となっている場合の対応として重量を1パレット1トンとして換算する方法がある。（事例：13トンまで積載可能な増トン車の場合13パレットまで積める等と判断されたケースがある）
- ・ 交通情報（輸送管理係が集約）や荷役環境（県拠点：拠点管理係/市町村拠点：輸送管理係が集約）に関する情報も考慮する必要がある。

※その他留意が必要な事項

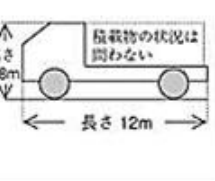
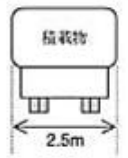
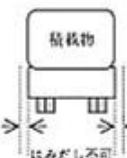
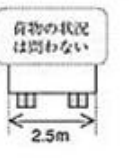
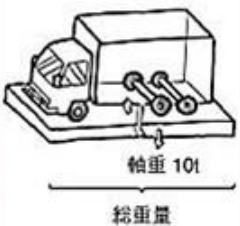
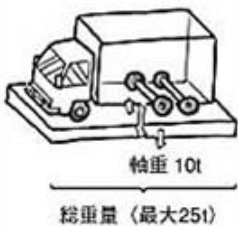
- ア 多くの車両でトン表示と積載量が異なる（4t車でも実際の積載量は3t弱（2,600kg前後））
- イ 過去の災害では、通行止め規制区間の通行について、警察から特例が認められた事例（ただし4t未満の車両に限る）もある。交通規制扱い等については、県災害対策本部内のリエゾンを通して沖縄県警察本部交通部交通規制課に確認する。
- ウ ETC2.0搭載車両は、短時間の通行許可手続きが期待されるため、許可申請を行う場合、優先的に選定する。

<参考 車両の諸元（車種・サイズ等）に関する規制>

公道を走行する車両の諸元（車種・サイズ等）については、①道路法（うち、「車両規制法」）、②道路運送車両法、③道路交通法の3つとなる。各法令において定められた車両の幅、長さ、重量などについては図表7-2-1のとおり。

※特に支援物資輸送との関連度性が高い規定については、参考資料に整理した。

図表7-2-1 車両の諸元に関する規定

	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さおよび高さの規定	 高さ 3.8m 長さ 12m 積載状態での制限値 (高さ指定道路では4.1m)	 高さ 3.8m 長さ L' 積載状態での制限値 貨物のはみ出しはL'×0.1 (高さ指定道路では4.1m)	 高さ 3.8m 長さ 12m 積載物の状況は問わない
幅の規定	 積載物 2.5m	 積載物 はみだし不可 (半体超)	 積載物の状況は問わない 2.5m
重量	 軸重 10t 総重量 ・高速自動車国道および重さ指定道路（最大25t） ・その他の道路（20t）	規定なし	 軸重 10t 総重量（最大25t）

出所：(財)日本道路交通情報センター 資料

7-2-2 交通情報の確保と活用

「1-2-1 過去の災害の災害ロジスティクスにおいて示された課題」のとおり、災害時には、道路の通行不能箇所に関する情報集約が困難となるため、主に次の関係機関等から道路損壊・啓開情報を収集し地図等に集約する。

- ・ 県管理インフラ（道路・港湾・橋梁・空港等）：庁内各課（インフラ班を經由して収集）
- ・ 国管理インフラ（同上）：内閣府沖縄総合事務局等（各機関リエゾンを經由して収集）
- ・ 市町村インフラ（同上）：総括情報部情報収集・伝達班またはインフラ班
- ・ 緊急輸送道路の設定：県警察本部リエゾン
- ・ 実際の通行情報：道路復旧見える化マップ、通れるマップ、Spectee、

沖縄トライアル協会踏査結果

※通行不能箇所に関する規制として、一定サイズ以上の車両に限定する場合があります、車両サイズ別の規制状況の把握に努める。

7-2-3 輸送ルートを選定

(1) 緊急輸送道路の活用とその状況に関する情報の収集

輸送ルートは、緊急輸送道路の活用を基本とする。

※緊急輸送道路：耐震補強が実施されており比較的早期の活用が期待できる。

<参考>

緊急輸送道路の説明

<https://www.mlit.go.jp/road/bosai/measures/index3.html>

道路防災情報 web マップ

https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosaijoho_webmap/

(2) 緊急通行車両確認申請

- ・ 大規模災害時には、指定された区間において、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、その区間では、物資輸送を目的とした車両も通行が禁止されるが、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続き緊急通行車両確認標章と緊急通行車両確認証明書が交付され、車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

<手続きの概要>

申 請 先：警察本部交通課（または警察署・交番）

提出書類：①緊急通行車両確認申出書、②自動車検査証等※、③災害応急対策実施を証する書類※、④関係車両であることを証する書類※

申 出 者：指定行政機関

指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者
災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

そ の 他：用途・活動地域が同一の場合、複数台の車両を一括して申出することが可能

※自動車検査証等：自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

※災害応急対策実施を証する書類：防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書類等

※関係車両であることを証する書類：車両リスト、証明書類等

<参考>

沖縄県警察本部HP 緊急通行車両確認申請の手続きに関する情報

<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2023082200036/>